

宮城県公報

行 宮 城 県
（総務部県政情報・文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目 次

規 則

○麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する規則

（薬務課）

一

告 示

○道路の区域変更

（道路課）

一

○道路の供用開始

（同）

二

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る随意契約の相手方の決

定

（税務課）

二

教育委員会

○教育委員会定例会の開催

二

選挙管理委員会

○地方自治法に基づく直接請求に要する選挙権を有する者の数

三

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく直接請求に要する選

挙権を有する者の数

三

○政治団体の収支報告書の要旨の訂正（平成十三年分）

三

○政治団体の収支報告書の要旨の訂正（平成十四年分）

四

○政治団体の収支報告書の要旨の訂正（平成十五年分）

四

○政治団体の収支報告書の要旨の訂正（平成十六年分）

四

○政治団体の収支報告書の要旨の訂正（平成十七年分）

四

○政治団体の収支報告書の要旨の訂正（平成十八年分）

四

○政治団体の収支報告書の要旨の訂正（平成十九年分）

五

○政治団体の収支報告書の要旨の訂正（平成二十年分）

五

ページ

規 則

麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年六月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第百十七号

麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を改正する規則

麻薬及び向精神薬取締法施行細則（昭和三十九年宮城県規則第九十六号）の一部を次のように改正する。

第十三条第三号を次のように改める。

三 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者であつて、通算して一年以上麻薬取締りに関する事務に従事したものの

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○宮城県告示第四百九十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を

○政治団体の収支報告書の要旨の訂正（平成二十一年分）

○政治団体の収支報告書の要旨の訂正（平成二十二年分）

○政治団体の収支報告書の要旨の訂正（平成二十三年分）

○政治団体の収支報告書の要旨の訂正（平成二十四年分）

○政治団体の収支報告書の要旨の訂正（平成二十五年分）

○政治団体の収支報告書の要旨の訂正（平成二十六年分）

○政治団体の収支報告書の要旨の訂正（平成二十七年分）

○政治団体の収支報告書の要旨の訂正（平成二十八年分）

○政治団体の収支報告書の要旨の訂正（平成二十九年分）

○政治団体の収支報告書の要旨の訂正（平成三十年分）

○宮城県公報第一四号（令和三年三月三十一日付け）中

七

変更したので告示する。

その関係図面は、令和三年六月十一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年六月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 女川牡鹿線
- 三 道路の区域

変更の区間					変更の 前後		敷地の幅員 (メートル)		敷地の延長 (メートル)	
牡鹿郡女川町大石原浜字向四五番二地先から 同郡同町野々浜字大道一三六番一地先まで					前		後			
					A		B		C	
					一・〇		八・五		一・〇	
					四三・八		六二・二		四九八・八	
					一三六三・八		一六二・二		一三六三・八	
					一六二・二		一三六三・八		一六二・二	
					一六二・二		一三六三・八		一六二・二	

○宮城県告示第四百九十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和三年六月十一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年六月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	女川牡鹿線	牡鹿郡女川町野々浜字大道五一番三地从先から 同郡同町野々浜字大道四九番四地先まで	令和三年 六月十一日 午後二時

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。
令和三年六月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 随意契約に係る物品又は役務の名称及び数量 令和三年度税制改正等に伴うシステム修正業務一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 総務部税務課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 契約の相手方を決定した日 令和三年四月八日
- 四 契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地 日本電気株式会社東北支社 仙台市青葉区中央四丁目六番一号
- 五 契約金額 二億一千七百八十万円
- 六 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 七 契約の相手方を決定した理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第二号該当

教育委員会

○宮城県教育委員会告示第八号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第十四条の規定により、教育委員会の定例会を次のとおり招集する。

なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従って傍聴しなければならない。
令和三年六月十一日

宮城県教育委員会

教育長 伊 東 昭 代

- 一 日時 令和三年六月十四日 午後一時三十分
- 二 場所 第一会議室
- 三 事件
 - 第一号議案 職員の仕事について
 - 第二号議案 高等学校入学者選抜審議会委員の人事について
- 四 傍聴者の定員

十二人

五 傍聴手続

1 傍聴希望の受付は、会議開会三十分前から十分前までに、当該会議の会場に参集した傍聴希望者に対して行います。

2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員を超えた場合は、希望者全員による抽選とします。

六 問い合わせ先

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁総務課総務班(電話〇二二-二二二-一三六一)

選挙管理委員会

○宮選管告示第六十九号

令和三年六月一日現在における地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の五十分の一並びに第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

令和三年六月十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

- 一 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による五十分の一の数
三八、五九二
- 二 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項の規定による八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数
三四一、一九六
- 三 地方自治法第八十条第一項の規定による三分の一の数

青葉選挙区 八二、一一九 岩沼選挙区 一一、一五三

宮城野選挙区 五三、二四九 登米選挙区 二二、一一九

若林選挙区 三八、六四三 栗原選挙区 一九、〇七五

太白選挙区 六五、一五四 東松島選挙区 一一、一六六

泉選挙区 五九、八七三 大崎選挙区 三六、一九一

石巻・牡鹿選挙区 四二、〇九二 富谷・黒川選挙区 二五、四九一

塩釜選挙区 一五、三五二 柴田選挙区 二二、八三一

気仙沼・本吉選挙区 二一、五二四 亘理選挙区 一三、〇六一

白石・刈田選挙区 一三、二九六 宮城選挙区 一三、八八五

名取選挙区 二一、六二三 加美選挙区 八、三五四

角田・伊具選挙区 一一、八四一 遠田選挙区 一一、四七〇

多賀城・七ヶ浜選挙区 二二、六三三

○宮選管告示第七十号

令和三年六月一日現在における地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和三年六月十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

三四一、一九六

○宮選管告示第七十一号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条第一項の規定により政治団体から提出があつた平成十三年分収支報告書について、平成十四年宮選管告示第百十四号の一部を次のとおり改める。

令和三年六月十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

三塚博御町地区後援会の平成十三年分収支報告書の要旨の

1 収入・支出の総額中

〔イ〕 収入総額 1,182,154円を〔イ〕 収入総額 1,181,675円に、

〔ナ〕 本年収入額 1,638円を〔ナ〕 本年収入額 1,159円に改める。

2 収入・支出の内訳中

「ア その他の収入 1,638円」を「ア その他の収入 1,159円」に
 「10万円未満の収入 1,638円」を「10万円未満の収入 1,159円」に
 「合 計 1,638円」を「合 計 1,159円」に改める。
 ○宮選管告示第七十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定により政治団体から提出があつた平成十四年分収支報告書について、平成十五年宮選管告示第百三十九号の一部を次のとおり改める。

令和三年六月十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

1 収入・支出の総額中

「(1) 収入総額 1,182,594円」を「(1) 収入総額 1,182,003円」に

「ア 前年繰越額 1,182,154円」を「ア 前年繰越額 1,181,675円」に

「イ 本年収入額 440円」を「イ 本年収入額 328円」に改める。

2 収入・支出の内訳中

「ア その他の収入 440円」を「ア その他の収入 328円」に

「10万円未満の収入 440円」を「10万円未満の収入 328円」に

「合 計 440円」を「合 計 328円」に改める。

○宮選管告示第七十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定により政治団体から提出があつた平成十五年分収支報告書について、平成十六年宮選管告示第百十七号の一部を次のとおり改める。

令和三年六月十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

1 収入・支出の総額中

「(1) 収入総額 1,157,939円」を「(1) 収入総額 1,157,263円」に

「ア 前年繰越額 1,157,594円」を「ア 前年繰越額 1,157,003円」に

「イ 本年収入額 345円」を「イ 本年収入額 260円」に改める。

2 収入・支出の内訳中
 「ア その他の収入 345円」を「ア その他の収入 260円」に
 「10万円未満の収入 345円」を「10万円未満の収入 260円」に
 「合 計 345円」を「合 計 260円」に改める。
 ○宮選管告示第七十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定により政治団体から提出があつた平成十六年分収支報告書について、平成十七年宮選管告示第九十七号の一部を次のとおり改める。

令和三年六月十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

1 収入・支出の総額中

「(1) 収入総額 1,158,200円」を「(1) 収入総額 1,157,524円」に

「ア 前年繰越額 1,157,939円」を「ア 前年繰越額 1,157,263円」に改める。

○宮選管告示第七十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定により政治団体から提出があつた平成十七年分収支報告書について、平成十八年宮選管告示第八十九号の一部を次のとおり改める。

令和三年六月十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

1 収入・支出の総額中

「(1) 収入総額 1,158,460円」を「(1) 収入総額 1,157,784円」に

「ア 前年繰越額 1,158,200円」を「ア 前年繰越額 1,157,524円」に改める。

○宮選管告示第七十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定により政治団体から提出があつた平成十八年分収支報告書について、平成十九年宮選管告示第百三十七号の一部を次のとおり改める。

令和三年六月十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

三塚博卸町地区後援会の平成十八年分収支報告書の要旨の

1 収入・支出の総額中

〔1〕 収入総額 1,159,345円を〔1〕 収入総額 1,158,669円に、

「ア 前年繰越額 1,158,460円」を「ア 前年繰越額 1,157,784円」に改める。

○宮選管告示第七十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定により政治団体から提出があった平成十九年分収支報告書について、平成二十年宮選管告示第八十七号の一部を次のとおり改める。

令和三年六月十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

三塚博卸町地区後援会の平成十九年分収支報告書の要旨の

1 収入・支出の総額中

〔1〕 収入総額 1,161,892円を〔1〕 収入総額 1,161,216円に、

「ア 前年繰越額 1,159,345円」を「ア 前年繰越額 1,158,669円」に改める。

○宮選管告示第七十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定により政治団体から提出があった平成二十年分収支報告書について、平成二十一年宮選管告示第四十号の一部を次のとおり改める。

令和三年六月十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

三塚博卸町地区後援会の平成二十年分収支報告書の要旨の

1 収入・支出の総額中

〔1〕 収入総額 1,165,065円を〔1〕 収入総額 1,164,389円に、

「ア 前年繰越額 1,161,892円」を「ア 前年繰越額 1,161,216円」に改める。

○宮選管告示第七十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定により政治団体から提出があった平成二十一年分収支報告書について、平成二十二年宮選管告示第三十号の一部を次のとお

り改める。

令和三年六月十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

三塚博卸町地区後援会の平成二十一年分収支報告書の要旨の

1 収入・支出の総額中

〔1〕 収入総額 1,167,592円を〔1〕 収入総額 1,166,916円に、

「ア 前年繰越額 1,165,065円」を「ア 前年繰越額 1,164,389円」に改める。

○宮選管告示第八十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定により政治団体から提出があった平成二十二年分収支報告書について、平成二十三年宮選管告示第五十四号の一部を次のとおり改める。

令和三年六月十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

三塚博卸町地区後援会の平成二十二年分収支報告書の要旨の

〔1〕 収入総額 1,168,664円を〔1〕 収入総額 1,167,988円に、

「前年繰越額 1,167,592円」を「前年繰越額 1,166,916円」に改める。

○宮選管告示第八十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定により政治団体から提出があった平成二十三年分収支報告書について、平成二十四年宮選管告示第二十七号の一部を次のとおり改める。

令和三年六月十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

三塚博卸町地区後援会の平成二十三年分収支報告書の要旨の

〔1〕 収入総額 1,169,113円を〔1〕 収入総額 1,168,437円に、

「前年繰越額 1,168,664円」を「前年繰越額 1,167,988円」に改める。

○宮選管告示第八十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定により政治団体から提出があった平成二十四年分収支報告書について、平成二十五年宮選管告示第四十一号の一部を次のと

おり改める。

令和三年六月十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

三塚博卸町地区後援会の平成二十四年分収支報告書の要旨の

「1 収入総額 1,169,360」を「1 収入総額 1,168,684」に、

「前年繰越額 1,169,113」を「前年繰越額 1,168,437」に改める。

○宮選管告示第八十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定により政治団体から提出があつた平成二十五年分収支報告書について、平成二十六年宮選管告示第百二十四号の一部を次のとおり改める。

令和三年六月十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

三塚博卸町地区後援会の平成二十五年分収支報告書の要旨の

「1 収入総額 1,169,604」を「1 収入総額 1,168,928」に、

「前年繰越額 1,169,360」を「前年繰越額 1,168,684」に改める。

○宮選管告示第八十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定により政治団体から提出があつた平成二十六年分収支報告書について、平成二十七年宮選管告示第百五十八号の一部を次のとおり改める。

令和三年六月十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

三塚博卸町地区後援会の平成二十六年分収支報告書の要旨の

「1 収入総額 1,169,835」を「1 収入総額 1,169,159」に、

「前年繰越額 1,169,604」を「前年繰越額 1,168,928」に改める。

○宮選管告示第八十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定により政治団体から提出があつた平成二十七年分収支報告書について、平成二十八年宮選管告示第百五十二号の一部を次のとおり改める。

令和三年六月十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

三塚博卸町地区後援会の平成二十七年分収支報告書の要旨の

「1 収入総額 1,170,066」を「1 収入総額 1,169,390」に、

「前年繰越額 1,169,835」を「前年繰越額 1,169,159」に改める。

○宮選管告示第八十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定により政治団体から提出があつた平成二十八年分収支報告書について、平成二十九年宮選管告示第百六十二号の一部を次のとおり改める。

令和三年六月十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

三塚博卸町地区後援会の平成二十八年分収支報告書の要旨のうち

「1 収入総額 1,170,263」を「1 収入総額 1,169,587」に、

「前年繰越額 1,170,066」を「前年繰越額 1,169,390」に改める。

○宮選管告示第八十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定により政治団体から提出があつた平成二十九年分収支報告書について、平成三十年宮選管告示第百二十九号の一部を次のとおり改める。

令和三年六月十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

三塚博卸町地区後援会の平成二十九年分収支報告書の要旨の

「1 収入総額 1,170,357」を「1 収入総額 1,169,681」に、

「前年繰越額 1,170,263」を「前年繰越額 1,169,587」に改める。

○宮選管告示第八十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定により政治団体から提出があつた平成三十年分収支報告書について、平成三十一年（令和元年）宮選管告示第百五十二号の一部を次のとおり改める。

令和三年六月十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章 太 郎

三塚博卸町地区後援会の平成三十年分収支報告書の要旨の

「1 収入総額	1,170,449」を	「1 収入総額	1,169,773」に
「前年繰越額	1,170,357」を	「前年繰越額	1,169,681」に改める。

正 誤

○宮城県公報令和三年号外第一四号（令和三年三月三十一日付け）中

ページ

下 段

一五 行

「感染症の予防及びまん延の防止のための訓練に係る経過措置」を削る。

正

誤